平成２３年（フ）第１９７号
相模原市中央区陽光台３丁目８番20号
債務者　植竹真佑美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２００号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目７番８号
債務者　遠藤　京子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０３号
神奈川県座間市相武台３丁目4688番地の123
債務者　本山　文子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０８号
相模原市南区上鶴間本町５丁目26番26号　ラウンドメゾン大下101
債務者　西村　一孝
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２０９号
相模原市南区古淵１丁目10番15号　パルティール503
債務者　中川　由香
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９号
新潟県燕市分水学校町１丁目２番28号　県営住宅101号
債務者　小川原　誠
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３１号
新潟県燕市南１丁目15番６号
債務者　廣田　和浩
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第３４号
新潟県三条市南四日町４丁目10番29―312号
債務者　本多　和美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１７８号
静岡県沼津市志下247番地の７
債務者　深澤かおり
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
静岡県沼津市大塚978番地　原団地Ｃ棟405号、前住所静岡県沼津市井出758番地　スペランツアハウス２―101
債務者　上田久美子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
山形県鶴岡市道形町27番11号　レジデンスＳＴ203号室
債務者　伊藤　康洋
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第１４７号
神奈川県平塚市広川776番地の７
債務者　上野　　豁
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４８号
神奈川県平塚市広川776番地の７
債務者　上野　田鶴
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２４号
神奈川県平塚市北金目1679番地の７
債務者　向川由貴子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３９号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央４丁目20番地26
債務者　横山多己江
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２５６号
神奈川県平塚市南金目1421番地の４
債務者　両角　郁子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６号
岐阜県多治見市幸町１丁目１番地の１　マーブル七番館1102
債務者　全　　俊博
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部